

# マイナンバー制度の お知らせ

マイナンバーが記載された通知カードは、11月末日にかけて、順次発送されています。簡易書留（世帯主宛）で郵送されますので、必ず受け取り、大切に保管してください。

▼問合せ 住民課戸籍年金係  
(☎ 23 - 2463)

## ～よくあるお問い合わせ Q & A～

### Q 通知カードが届いていないのですが？

マイナンバーが記載された通知カードは、委託先から一括して発送されるため、お届けまで期間を要する場合があります。

11月末日まで、もうしばらくお待ちください。

### Q 通知カードは何に使うの？

通知カードを提示する例としては、

- ①住所、氏名等の変更の際に役場窓口へ
- ②勤務先へ（本人と扶養家族分）
- ③税務署やハローワークなどへ

※マイナンバーはむやみに他人に提供してはいけません。マイナンバーの提供は法律で定められた目的に限られていますので、ご注意ください。

### Q 個人番号カードの申請は？ 交付はいつになりますか？

申請方法は、通知カードと一緒にご案内します。申請書を郵送またはスマートフォン等で申請してください。

申請後に個人番号カードを交付する時期は、来年1月以降です。役場で交付の準備ができ次第、はがきでお知らせします。

### Q 通知カードの配送状況やマイナンバー制度全般について聞きたいのですが？

次のコールセンターへお問い合わせください。

#### ■個人番号カードコールセンター

通知カードの配送状況や個人番号カード交付申請等のマイナンバーに係る問い合わせを受け付けます。

☎ 0570 - 783 - 578

・平日 8:30～22:00

・土日祝 9:30～17:30

#### ■マイナンバー制度全般のお問い合わせ

☎ 0570 - 20 - 0178

### 不審な電話などにご注意ください！

マイナンバーが通知されることに関連して、「口座番号を教えてください」「個人情報を調査する」などといった不審な電話等に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

行政機関は、電話やメール、ご自宅に伺いマイナンバー制度の説明や手続きをすることはありません。

#### ★マイナンバー制度に便乗した

不審な電話は、すぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。

★不審だな？と感じたら、個人情報は教えないでください。

★一人で対応せずに、相手の名前や用件を聞いて家族や友人、お近くの消費生活センター（消費者ホットライン 188）や警察等に相談してください。



### 住民基本台帳カードをお持ちの方へ

- ・電子証明書の有効期間をご確認ください。
- ・有効期間内であれば、平成28年1月以降でも、電子証明書は個人番号カードを取得するまで利用が可能です。

#### ～重要なお知らせ～

- 個人番号カードは、即日交付ができません。
- 個人番号カードの交付申請が集中した場合、交付が遅れる可能性があります。確定申告を控えた時期に有効期間を迎える方は特にご注意ください。
- 住民基本台帳カードに搭載される電子証明書の更新を希望する方は、平成27年12月22日(火)までに役場住民課戸籍年金係で手続きをしてください。